

あきる野市教育委員会 6 月定例会会議録

- 1 開催日 令和 6 年 6 月 2 5 日（火）
- 2 開催時刻 午後 2 時 0 0 分
- 3 終了時刻 午後 2 時 3 8 分
- 4 場所 あきる野市役所 5 階 5 0 5 会議室
- 5 日程

日程第 1 議案第 1 0 号 あきる野市学校給食センター運営協議
会規則の一部を改正する規則

日程第 2 報告事項（1）令和 6 年度大規模地震対応訓練の報告
について

日程第 3 教育長及び教育委員報告
- 6 出席委員

教 育 長	丹 治 充
教育長職務代理者	小 西 フミ子
委 員	坂 谷 充 孝
委 員	岡 部 秀 敏
委 員	田 島 弘 之
- 7 欠席委員 なし
- 8 事務局出席者

教 育 部 長	鈴 木 将 裕
指 導 担 当 部 長	三 品 孝 之
生涯学習担当部長	遠 藤 文 寛
教 育 総 務 課 長	木 村 紋 子
教育施設担当課長	岩 崎 徹
学校給食センター建設準備担当課長	和 田 達 也
学 校 給 食 課 長	田 倉 崇 史
指 導 担 当 課 長	佐 藤 宗 一 郎
生涯学習推進課長	石 川 尚 昭
スポーツ推進課長	一 瀬 秀 和
図 書 館 長	山 根 悟
指 導 主 事	宇佐美 拓 郎
指 導 主 事	近 藤 壮 一 郎

9 事務局欠席者 なし

開会宣言 午後 2 時 0 0 分

教育長（丹治 充君）

皆様、こんにちは。梅雨入りが宣言され、蒸し暑い日が続いております。本日は 6 月教育委員会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、定刻となりましたので、ただいまからあきる野市教育委員会 6 月定例会を開催いたします。

本日は教育委員全員が出席しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

それでは、議事日程に従って会議を進めてまいります。

まず、議事録署名委員については、田島委員と小西委員を指名します。

それでは、議事に入りたいと思います。日程第 1 議案第 10 号あきる野市学校給食センター運営協議会規則の一部を改正する規則を上程します。

それでは、説明を教育部長にお願いします。

教育部長。

教育部長（鈴木将裕君）

それでは、議案第 10 号 あきる野市学校給食センター運営協議会規則の一部を改正する規則について、説明をさせていただきます。

学校給食センター運営協議会につきましては、学校給食センター運営に関する重要な事項について審議するために設置されたものであり、19 人以内の委員をもって組織されています。委員の内訳は、市議会議員が 3 人以内、あきる野市立小学校及び中学校長が 8 人以内、あきる野市立小学校及び中学校 P T A 会長が 8 人以内となっておりますが、全ての市内公立小中学校の意見を反映させるために、校長または P T A 会長の委員につきましては、各小中学校に 1 人ずつ配置されるよう委嘱しております。また、校長及び P T A 会長の委員の任期につきましては 2 年となっておりますが、改選の際には前任委員が校長であった学校については後任を P T A 会長とし、前任が P T A 会長であった学校については後任委員を校長に委嘱し、配置することとしております。しかしながら、一部の学校において P T A が解散し、委員の委嘱ができない状況が生じたことから、これに対処するとともに、校長または P T A 会長の委員を各小中学校に 1 人ずつ配置するという考え方を明確に示すため、標記規則の一部を改正するものであります。

次に、改正内容について説明をさせていただきます。初めに、協議会の組織についてですが、第 2 条の第 1 項に、ただし、第 2 号または第 3 号に定める人数に満たない場合は、教育委員会が認める者に委員を委嘱することができる旨を加えるとともに、同項各号中の「以内」を削ります。

次に、任期であります。第 2 条第 1 項の改定に伴いまして、第 3 条第 2 項中「前条第 1 項第 2 号」を「前条第 1 項ただし書並びに同項第 2 号」に改めます。

最後に、本規則の施行日につきましては、令和 6 年 7 月 1 日。施行日につきましては、現在の校長及び P T A 会長委員の任期が令和 6 年 6 月 30 日をもって満了となることから、これに合わせたものでございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長（丹治 充君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。何か質問などがありますか。

坂谷委員。

委員（坂谷充孝君）

P T Aの解散により委員の委嘱ができないという事態が起こっているということは分かりました。19人以内の「以内」を削除する理由がどうしてかよく分からないのですが、教えていただけますでしょうか。

教育長（丹治 充君）

学校給食課長。

学校給食課長（田倉崇史君）

ご説明させていただきます。「以内」の規定を削除するという部分に関してなんですが、あくまで19人の委員を委嘱するという形を示す意味で「以内」の記載を削除させていただいております。伴いまして、ただし書委員の運用をするに当たりまして、あくまで19人に満たない場合、校長委員とP T A会長委員が8人で委嘱ができなかった場合のみ、ただし書で認めた者ということで委員をするような運用をさせていただき、以内を削る必要があったため、規則の一部を改正するものでございます。

以上でございます。

教育長（丹治 充君）

坂谷委員。

委員（坂谷充孝君）

ありがとうございます。ただし書の「認める者」というのは選出されている校長やP T A会長以外の方が就任されることになるのでしょうか。こういった方が就任される可能性があるのか教えてください。

教育長（丹治 充君）

学校給食課長。

学校給食課長（田倉崇史君）

お答えします。

想定している教育委員会が認める者に関してですが、P T A会長については、解散などでP T Aがなくなっている自体がございます。ただ、P T Aのこの役員だったり、単P、他のP T A役員だったりしますと、校長先生だったり、副校長先生の名前が連なっているものですから、あくまでP T A会長に近い者ということで学校に選んでいただくような形を考えております。

以上でございます。

教育長（丹治 充君）

坂谷委員。

委員（坂谷充孝君）

ありがとうございました。それでは、もう一点ご質問いたします。先ほど、以内という

のが19人という人数を明確にするためにというお話でしたが、管理運営に関する条例の第5条2項では「19人以内で組織する」となっています。条例には「以内」が残っていますが、この辺りはまた精査して、変更していくのでしょうか。

教育長（丹治 充君）

学校給食課長。

学校給食課長（田倉崇史君）

お答えします。

条例上にうたってあります19人以内、こちらのほうは、あくまで規則より条例が優先されますので、19人以内の運用というのは原則的に変更ございません。ただし、教育委員会の今までやってきた学校給食センター運営協議会の委嘱、各校に1人ずつというのをこれまで続けていた関係もございますので、その考え方を踏襲する意味で19人を原則にやりたい。ただ、あくまで条例上は以内なものですから、その19人に満たない場合であっても、それは運用上、条例違反等、規則違反等にならないという形で考えてございます。

以上です。

教育長（丹治 充君）

よろしいでしょうか。

委員（坂谷充孝君）

はい、結構です。ありがとうございました。

教育長（丹治 充君）

そのほかの委員の皆様いかがでしょうか。よろしいですか。

《なし》

教育長（丹治 充君）

それでは、質問がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第1 議案第10号あきる野市学校給食センター運営協議会規則の一部を改正する規則は、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

教育長（丹治 充君）

異議なしと認めます。

日程第1 議案第10号あきる野市学校給食センター運営協議会規則の一部を改正する規則は、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第2、報告事項に入ります。令和6年度大規模地震対応訓練の報告について、報告者は説明をお願いいたします。

教育総務課長。

教育総務課長（木村紋子君）

それでは、令和6年度大規模地震対応訓練実施報告について、私のほうから報告をさせていただきます。資料につきましては、令和6年度大規模地震対応訓練実施報告をご覧ください。

実施日につきましては、5月22日水曜日に実施したものになります。学校では災害発生を想定した初動訓練、初動後の初期対応訓練としまして、児童生徒の安否確認、避難経

路の確保、学校施設の被災状況確認を行っていただきました。その後、防災行政無線等を利用した教育委員会と学校間の通信訓練のほか、保護者等にメール配信システムを活用した訓練を実施いたしました。さらに、今年度は教育長が学校訪問中に大規模な地震が発生したと仮定し、御堂中学校を訪問中の教育長に教育委員会から無線を使用した第一報、安否確認の報告を行いました。また、教育長には御堂中学校での訓練の視察もしていただいたところでございます。

また、今回実施いたしましたメール配信システムであるスクールメールを活用した訓練では、教育委員会から全登録者に対する訓練メールの配信のほか、各学校から保護者へのメール配信を行い、一斉送信の状況を確認いたしました。訓練実施時点のメールの全登録者数は6,435人、開封確認をした保護者等が全体の58%でございました。このため、今後も緊急時における情報発信方法の一つとして、スクールメールを活用することから、保護者にはメール受信後は開封確認をすることについて周知徹底をする必要があるなど、課題が確認できましたので、メール登録の再確認を含め一定の成果が得られたのではないかと考えております。次年度以降につきましても、教育委員会と学校間の連携を図りながら、児童生徒、教員等の安全と安心を確保するため、当訓練を実施していきたいと考えております。

報告は以上となります。

教育長（丹治 充君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

何か質問等ございますか。

小西委員。

教育長職務代理人（小西フミ子君）

今回の報告書は写真入りで訓練の内容がよく分かりました。気になった点は、例えばせせらぎ教室や特別支援教室で授業をしている子どもたちについてです。もし本当にそういう災害の警報などが鳴った場合に、例えば自閉的傾向がある子は急激な対応がとても難しいと思います。今まで訓練をしてきて、何か特別な支援が必要な子について、こういうところが大変だった。今後どうしようかと思うというような、そういった点がもしありましたらお聞きしたいです。

教育長（丹治 充君）

教育総務課長。

教育総務課長（木村紋子君）

毎年行わせていただいている大規模地震対応訓練については、せせらぎ教室、教育支援室も含めてまして訓練に参加していただいております。今委員からお話がありましたように、配慮が必要な児童生徒も通っておりますので、そういった点も、今後は課題として、どういった状況が安全で安心な避難をできるのかなども研究しながら訓練を実施していきたいと思います。

教育長職務代理人（小西フミ子君）

もう一点よろしいですか。

教育長（丹治 充君）

小西委員。

教育長職務代理人（小西フミ子君）

今までも毎年訓練されているけれども、特別支援教室の先生方から、本当にこれが大変だったという実際の声というのは挙がってこなかったということでしょうか。

教育長（丹治 充君）

教育総務課長。

教育総務課長（木村紋子君）

その点については、私どものほうからも吸い上げを行っていなかったため、今後はそういった点も気をつけながら意見を吸い上げて実施してまいりたいと思っております。

教育長職務代理人（小西フミ子君）

分かりました。ありがとうございました。

教育長（丹治 充君）

この件では、指導室のほうから報告等ありますか。

指導担当課長。

指導担当課長（佐藤宗一郎君）

特別支援教室に限っての報告というものは受けてはおりませんが、今後、今教育総務課長からもありましたとおり、その辺りの状況を把握していきたいと思います。

教育長（丹治 充君）

よろしいですか。

教育長職務代理人（小西フミ子君）

ありがとうございます。

教育長（丹治 充君）

そのほかの委員の方、いかがでしょうか。

坂谷委員。

委員（坂谷充孝君）

2点お伺いしたいことがあります。スクールメールの通信確認状況、開封確認をした方が58%ということでした。スクールメールは、年に何回程度利用されているのか教えていただけますか。

教育長（丹治 充君）

教育総務課長。

教育総務課長（木村紋子君）

市教育委員会から全登録者にメールを送るというのは今回のような大規模地震訓練の際が1回と、最近ですと熊出没等の緊急にメールが必要なときに地域を限定して送付する場合や全保護者に必要な場合に送らせていただいています。総回数というのはその年度毎に異なりますので、回数は申し上げられないところでございます。あと、各学校から、登録のある保護者には緊急時にスクールメールを送っております。回数までは把握しておりませんが、適切に運用していただいていると思います。

以上です。

教育長（丹治 充君）

坂谷委員。

委員（坂谷充孝君）

ありがとうございます。であれば、もう少し開封確認してもらってもいいかなという気がいたします。メールが来たら必ず開封して、内容を確認する。皆さんに周知できたか確認するには、それしかないと思います。常日頃から学校を通してでも開封確認をしていたくように要望したほうがいいのではないかなと思いました。それがまず1点です。

もう1点は、以前この訓練では、小学校は引渡し訓練があったかと思います。災害が起こった後、どのように家庭に戻すのかというのが大きな問題だと思います。今後そういった訓練も行われていくかなとは考えておりますが、これは要望になります。中学生は引渡しというより自分で帰ることに恐らくならないかなと思うのですが、自宅までの距離がかなりある生徒もいると思います。その場合、学校で起こった場合には学校で安全が確認できるまで待機をするということになるかと思います。下校途中で起こった際、どのような指導を行っているかをお伺いしてもよろしいでしょうか。

教育長（丹治 充君）

指導担当課長。

指導担当課長（佐藤宗一郎君）

下校途中で災害に遭った場合も含めてですが、基本的には年間で指導計画を立てて、各学校が避難訓練等を行っているというのが実情です。その中でいろいろな場合を想定して、朝の登校時間や休み時間、その中で下校途中についても学校によっていろいろなやり方で行っていると思います。全校同じ対応ではないかと思いますが、あくまで発達段階によっても対応が変わってくると思います。より近い、学校出てすぐの場合であったり、家までの距離との中で近いほうに戻るといったことが想定はされます。

委員（坂谷充孝君）

ありがとうございます。少し違う話にはなりますが、都内の私立学校では協定が結ばれていて、登下校中に大きな災害が起きた場合、自分の学校でなくても、どこの学校でも避難して大丈夫ですよといった協定が結ばれていて、災害時に自分の在籍している学校には何らかの方法で、生徒がここにいますよという連絡が行くようになっている、そういった協定があるそうです。市内の学校においては歩いて通える範囲かと思いますが、先ほど申しましたとおり、中学校の生徒ですと通学途中に小学校があったりすることもあると思います。そういったところに、緊急的に避難するということが可能であるとか、危険を感じたら、そうしていいんだよということを生徒に伝えておくと、災害時に安心して避難することができるのかなと思い、質問を重ねさせていただきました。今後、市内の公立学校同士ですから、改めて必要かどうか分かりませんが、校長会等で、こういったふうに子どもの安全を守るかということをお話ししていただけたらと思います。直接、今回の地震対応訓練には関係ないかもしれませんが、災害対応というところで安心できるかなと思わせて、ご意見させていただきました。

以上です。ありがとうございました。

教育長（丹治 充君）

指導担当課長。

指導担当課長（佐藤宗一郎君）

貴重なご意見ありがとうございます。今お話にあったように小中学校での連携について、中学校区での連携は活用できるかなと思いますので、学校のほうにも周知してまいります。あわせてコミュニティ・スクールとして、今、地域と共にある学校ということで地域連携をさらに強化していく面もありますので、学校運営協議会等で話題にさせていただいて、地域の方と共に見守っていくような体制づくりというのも考えられるかと思います。

以上です。

委員（坂谷充孝君）

よろしいでしょうか。

教育長（丹治 充君）

坂谷委員。

委員（坂谷充孝君）

黄色い学童避難所のプレートがあるかと思いますが、ああいったもので、地域でここは安心して避難できる場所だというのが、その学区内、学校内で分かっているといいですね。そういったコミュニティとして地域の安全をみんなで守っていくんだと、子どもたちを守っていくんだというのが整備されていくといいなと思い、意見させていただきました。

教育長（丹治 充君）

ありがとうございました。

教育長（丹治 充君）

ただいまの坂谷委員からのご提案も含め、学校に課題として投げかけていただいて、特に教職員の場合も出勤途中であれば最寄りの学校に避難してもらい、そこでの対応の手伝いをするというような取組もあるかと思います。ただ、坂谷委員のほうから出ていた協定については、私学協会のほうはもうできているんだけど、公立学校の場合には、まだそこまでいっていないということです。児童生徒については、どこか近い学校へ緊急に避難するということは大事なことですから、また改めて指導室のほうでも徹底してください。

指導担当課長（佐藤宗一郎君）

はい。

教育長（丹治 充君）

そのほか、委員の方。

岡部委員。

委員（岡部秀敏君）

基本的なことになりますが、スクールメールに登録していない保護者、家庭があるのかどうかだけ教えてください。例えば、坂谷委員からお話しのあった、学童避難所に登録しているご家庭はお子さんいない場合もあるので、メール配信だと内容が共有できないので、登録できる方法があるのかどうかを教えてくださいと思います。

教育長（丹治 充君）

教育総務課長。

教育総務課長（木村紋子君）

まず、メールを活用していない保護者もいらっしゃるので、その場合は学校のほうでは電話対応するような形を取らせていただいて、安全確保ができるようにしております。スクールメールに登録できますということをホームページに掲載している学校もございます。地域の方が、学校からのスクールメールも一緒に受信することも可能となっておりますので、地域の方が登録されて、学校でこういうことが起きているから、子どもたちが一斉下校するよというのを受信している方もいらっしゃるれば、メール登録されていないとなると、地域間でのコミュニティーの中でお話を聞いた中でや電話でのやり取りなど、そういう方法で情報を得てもらう方法になってくるかと思います。

以上です。

委員（岡部秀敏君）

分かりました。

教育長（丹治 充君）

小西委員。

教育長職務代理者（小西フミ子君）

今の件ですが、こども１１０番のプレートのある家庭を歩いていると見かけます。それは子どもたちにとって、自分の通学路のうち、どこの家が登録されているのかは発表されているのでしょうか。

教育長（丹治 充君）

指導担当課長。

指導担当課長（佐藤宗一郎君）

発表というものではないと思いますが、通学路がありますので、通学路の中にどの家庭がそういうのを掲げているのかというのは、学校によっては学級委員会の中や、登下校中に確認しながら帰るようにと指導したりとか、学校のほうで地域安全マップみたいなものに示して、この家庭はかけこみ１１０番の家庭だというのが分かるように示しているような学校もあるかと思います。

教育長職務代理者（小西フミ子君）

そうですか、分かりました。

教育長（丹治 充君）

通学路に面したところに、分かるように表示してくださっていますよね。

教育長職務代理者（小西フミ子君）

はい、そうですね。

教育長（丹治 充君）

その辺もさらに徹底できればいいですよ。

教育長職務代理者（小西フミ子君）

そうですね。子どもたちが分かって入れればいいと思います。自分の子どもが帰ってこないと思ったときに、先ほどは発表と言いましたが、保護者の中で、この地域にはここここが関係する、子どもたちが通るところだよといった電話番号などを共有されているのかなと思ったので伺いました。分かりました。ありがとうございます。

教育長（丹治 充君）

電話番号については、個人情報の関係もありますので、1回調べていただいて、また後日報告していただくということでどうでしょうか。よろしいですか。

教育長職務代理者（小西フミ子君）

はい、大丈夫です。

教育長（丹治 充君）

よろしいですか。

指導担当課長（佐藤宗一郎君）

はい。

教育長（丹治 充君）

田島委員。

委員（田島弘之君）

ほかの方と重なるところが多いんですが、スクールメールの話で、登録されていない家庭というのは、どのような家庭か分かりますか。どういった傾向があるとか。

教育長（丹治 充君）

教育総務課長。

教育総務課長（木村紋子君）

大変申し訳ありません。学校には申出いただいているかと思いますが、ご家庭のご事情等もありますので、そこまでは教育委員会では把握はしていない状況です。

委員（田島弘之君）

本当に、今いろいろな事情のあるご家庭が増えています。ただ、その中でも、安全を考えるとやはりフォローしてあげる手だてが必要かなと思います。

それから、もう一つ。これは要望というか、お願いになってしまいますが、先ほどの子どもたちの安全確保については、小学校、中学校、結局はあきる野市で今やっております小中一貫教育の中で9年間を通しての安全教育というのも一つの柱にはなってくると思います。例えば自分の身は自分で守るというのは、小学校1年生から自分で通学しますので、中学校3年生まで通して身に付けてもらう力であろうし、先ほどの避難所となるような家庭がどこにあるというのはハザードマップのようなものを小中でつなげて、ここにあるというのを事あるごとに周知していく。先ほどの大規模地震対応訓練は年1回ですので、各学校で行っている訓練の中にシステム的に取り組んでいって、9年間で身に付けていけると思います。小中一貫教育、中学校区内で小学校が1校のところも複数校ありますので、その中でいろいろ検討してどんな力を、安全教育の面で育てていくというのも取り組む必要があるのかなと思いました。

以上です。

教育長（丹治 充君）

ありがとうございました。

指導担当課長。

指導担当課長（佐藤宗一郎君）

ありがとうございます。今お話しのありました、中学校区で連携した9年間を見据えた安全教育を引き続き推進していくのは重要かと思います。また、自助、共助、公助という

観点から自分の身は自分で守るということとともに、地域でそれぞれの子どもたちと大人も含めて互いに助け合うというところも醸成していけるような取組も考えていきたいと思っています。

教育長（丹治 充君）

よろしいですか。

そのほかいかがでしょうか。

《なし》

教育長（丹治 充君）

質問等もないようですので、本件は報告事項ということで承りました。

続きまして、教育長及び教育委員報告です。

それでは、私のほうから２点ほどお話しさせていただきます。６月１４日、サマーランドの協力によりまして、「ういてまて」という着衣水泳の授業が一の谷小学校でありました。当日児童は、着衣の上、正しいライフジャケットの使用方法や、体力の消耗が少ない、いわゆる背浮き、あるいはペットボトルを活用したとっさのときに命を自ら守るための水泳学習が行われました。秋川に隣接する一の谷小学校で楽しく、安全に川遊びをするために気をつけるべきことということで、学校内のイベント紹介のためNHKの取材がありました。当日の夕方だったと思いますが、首都圏ネットワークの番組でも取り上げられて放映されたということです。さらに、後日再放送が行われ、NHKのオンデマンドでも見ることができますので、場合によっては教育総務課の木村課長にご連絡いただければご紹介できると思います。

２点目も一の谷小学校の話題ですが、６月２２日、先だつての日曜日に、ほたる祭り実行委員会と子ども達の安全を守る地域の会が、主催一の谷小学校PTA、さらには青少年健全育成地区委員会が後援となり、第２０回目のほたる祭りが開催されました。このイベントは、子どもたちのためにという企画でありまして、当初は一の谷小学校PTAが行っていたようでございます。PTA役員皆様の役割を少しでも軽減したいということから、PTAのOBが先ほど述べました主催または後援という形で運営を変えたそうです。一部の人だけに負担がかからないように、お手伝いいただく方に気兼ねなく参加していただいで運営するという、まさに新しい運営方法の在り方で、こうした取組が地域のコミュニティ組織をつくったり、様々な地域課題の解決にもつながっていくのではないかと思います。学校運営協議会と、地域、学校、協働活動等が合致した、いわゆるコミュニティ・スクールの原型があの中にはあったのかなというような、そんな見方を私はしてまいりました。当日は三品部長、近藤指導主事にも参加していただいて、子どもたちや保護者の様子を見てまいりました。

以上です。

そのほか、この件に関して何か質問ございますか。

《なし》

教育長（丹治 充君）

ないようですので、教育委員の皆さん方の報告に入りたいと思います。

いかがでしょうか。

《なし》

教育長（丹治 充君）

特にないようですので、教育長及び教育委員報告は終了いたします。

最後に、事務局から、今後の日程等についてご案内をお願いいたします。

教育総務課長。

教育総務課長（木村紋子君）

それでは、今後の日程等についてご案内させていただきます。

まず初めに、6月27日木曜日、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団第1回定時評議員会が、東京体育館にて開催され、丹治教育長が出席する予定です。

7月2日火曜日、西多摩広域行政圏教育長会が青梅市で開催されます。

7月10日水曜日、東京都市教育長会定例会が東京自治会館にて開催されます。

次に、7月16日火曜日、秋多中学校の学校訪問を予定しておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

最後に、次回7月の定例会でございます。7月23日火曜日、午後2時から505会議室で開催いたします。

私からの案内は以上となります。

教育長（丹治 充君）

何かご質問等ございますか。

《なし》

教育長（丹治 充君）

ないようですので、6月定例会を閉会といたします。

閉会宣言

午後2時38分